

御所市ふるさと応援寄附事業事務委託に係るプロポーザルの公告

御所市ふるさと応援寄附事業事務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年2月2日

御所市長 山田 秀士



1. 業務の概要

- (1) 業務名 御所市ふるさと応援寄附事業事務委託
- (2) 業務内容 別紙「御所市ふるさと応援寄附事業事務委託仕様書」  
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度額 7,850,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

2. 参加資格要件

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 本市の令和7年度競争入札参加資格があること。登録されていない法人で、本市が求める書類を提出し、市長が参加を認めた者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第124号)による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者。

- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者。
- (9) 奈良県内に本社又は支店（営業所や出張所を含む）を有し、過去3か年（令和5年度～令和7年度）で、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務の取扱実績を有すること。
- (10) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度（12か月）以上を経過していること。

### 3. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書（様式1）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を優先交渉の委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。ただし、得点の総計が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により優先交渉の委託予定者を決定する。

### 4. 事務手続き及び事業スケジュール

#### (1) 公告日

令和8年2月2日（月）

#### (2) 参加申込書の提出

公告日から令和8年2月19日（木）

### 5. 担当・提出先

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3（御所市役所新館3階）

御所市役所 企画政策部 観光振興課

シティプロモーション係 担当：中嶋・田中

電話：0745-44-3641 【直通】

電話：0745-62-3001 【代表】 内線（337）

FAX：0745-62-5425 【代表】

電子メール：pr@city.gose.nara.jp

## 御所市ふるさと応援寄附事業事務委託仕様書

### 1. 目的

本業務は、平成31年総務省告示第179条第2条の「募集に要した費用の額（5割基準）」への対応を踏まえ、ポータルサイトごとに異なった管理（株式会社さとふるが運営及び管理するポータルサイトは除く）を避け事務の効率化を図ることにより、本市の地域魅力発信を強化するとともに、地場産業の活性化とさらなる寄附の獲得を目的とする。

### 2. 業務名：御所市ふるさと応援寄附事業事務委託

### 3. 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間は、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して発生した費用は受託者負担とする。

### 4. 業務履行場所

奈良県御所市1-3（御所市役所内）とする。

ただし、本市が認めた場合のみ業務履行場所はこの限りではない。

### 5. 前提条件

- (1) 本市が利用している（利用予定含む）インターネット上において運営されているポータルサイトでの寄附受付を前提とした業務遂行が可能であること。
- (2) 本市が現在利用するポータルサイトから寄附者、寄附金及び返礼品等に関するデータ等の情報を取り込み、一元的に管理可能なシステムを提供すること。また、新規導入したポータルサイトがあれば、その管理・運用も行うこと。
- (3) 本市は寄附に関する情報を一元管理するための寄附情報管理システムとしてシフトプラス株式会社のふるさと納税管理システム「レジホーム」を導入済みであるため、同システムを継続使用すること。
- (4) 各種法令順守はもちろんのこと、ふるさと納税制度の改正等に随時対応できること。

- (5) 自治体業務の委託作業のため情報セキュリティの取り組みが組織的に行われており一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (6) 特定個人情報を扱う業務について再委託は禁止とする。
- (7) 業務の想定件数は、3,000件、寄附想定額は100,000千円とする。

## 6. 委託料

業務委託に関する委託料については、寄附総額の7.6%（税込）を上限とする。

委託料には以下のものを含めること。

- ・本業務にかかる事務経費全て（ワンストップ特例申請に関する経費は除く）
- ・管理システムの運用利用料及び保守料
- ・返礼品配送業者との配送連携手数料や振込手数料
- ・寄附希望者への送付時郵便料（寄附申込書、納付書等）
- ・寄附者に対する送付時及び返信時郵便料（寄附受領書等）
- ・封筒代（仕様については、別途当市と協議の上決定する）
- ・用紙代（お礼状、寄附受領書）
- ・通信費（電話代等）
- ・新たな返礼品の企画・開発に関する経費
- ・ポータルサイトの管理運営経費
- ・寄附金に関する問い合わせに関する経費

なお、以下のものについては上記とは別に本市に請求することができる。

- ・ワンストップ特例申請に関する経費 500円/1件（税込）  
（システム入力、eLTA Xデータ作成経費、ワンストップ特例申請に係る郵便経費、事務経費を含む）
- ・返礼品代金
- ・返礼品配送料金
- ・ポータルサイト等に要した広告経費

## 7. 業務の概要

- (1) 管理システムの管理・運用及び提供に関する業務を行うこと。

- (2) ふるさと納税返礼品の発注及び配送管理等返礼品に関する業務を行うこと。
- (3) 本市が利用している（利用予定含む）ポータルサイトにおいて返礼品情報の更新・自治体ページの更新等を含めた保守管理に関する業務を行うこと。ただし、ポータルサイトにおける返礼品情報の軽微な更新・自治体ページの更新については、原則、依頼後5営業日以内に対応すること。

**【本市が現在利用しているポータルサイト】**

- ①ふるさとチョイス
  - ②ふるなび
  - ③楽天ふるさと納税
  - ④マイナビふるさと納税
  - ⑤さとふる
  - ⑥近鉄百貨店
  - ⑦その他連携サイト
- (4) 寄附者からの問い合わせに関する業務を行うこと。
  - (5) 寄附金受領証明書の送付、寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付及び受付等、寄附者等への送付物の配送に関する業務を行うこと。
  - (6) 寄附金税額控除に係る申告特例申請に関する業務を行うこと。
  - (7) 寄附者がポータルサイトを介さず、申込書等により本市に直接行った寄附に関する業務を行うこと。
  - (8) 返礼品提供事業者の開拓、返礼品の開発・拡充等、寄附額の向上に関する業務を行うこと。
  - (9) 法令改正等に対応した返礼品提供事業者への説明会又は個別訪問を実施すること。
  - (10) 寄附金額、寄付件数及び寄附者属性等とともに、寄附の動向について分析を行い、その結果及び今後の対策について、定期的に本市へ報告すること。
  - (11) その他本業務に関連する業務を行うこと。

## 8. 業務の仕様

- (1) 管理システムの管理・運用及び提供に関する業務について、シフトプラス株式会社のふるさと納税管理システム「レジホーム」を管理・運用すること。  
なお、下記事項を管理システムにて適宜対応すること。

- ①申込状況、納付状況及び返礼品の申込みに関する各種情報を寄附情報管理システムで正確に一元管理すること。なお、内容に不備がある場合、直接寄附者に連絡し補完すること。
- ②寄附申込後、寄附者の情報に変更が生じた場合に、寄附情報管理システムにおいても随時修正・登録を行うこと。
- ③管理する情報について、各種条件での検索、集計等が可能な機能を提供すること。
- ④ポータルサイトから受け付けた寄附について、寄附申込受付日の翌日までに寄附管理システムへデータの取込作業を行うこと。(土・日・祝日「年末年始等を含む」については、翌開庁日)
- ⑤礼状、寄附金受領証明書等を作成・印刷すること。
- ⑥寄附金税額控除に係る申告特例申請書等を作成・印刷すること。また、e L T A X 用電文データをシステムより出力すること。
- ⑦返礼品の定期便に対応できること。
- ⑧ワンストップ特例申請がすべてのポータルサイトにおいてマイナンバーカードを利用した公的個人認証の仕組みで申請できるサービスを提供すること。

## (2) ふるさと納税返礼品の発注及び配送管理等返礼品に関する業務について

- ①受託者は返礼品の調達・発注及び管理・個人情報保護を行うこと。なお、これらの実施に必要となる返礼品等取扱事業者との契約等については受託者の責任において対応すること。
- ②寄附者が寄附に当たって返礼品を希望した場合、これを調達し、寄附者へ発送等を行うこと。また、季節商材等の発送時期管理も行うこと。なお、発送が確実に行われるよう、適切な措置を講じること。
- ③返礼品事業者への返礼品の発注は、寄附金の納付が確認でき次第迅速に行うこと。なお、期間限定で発送する返礼品については、発送前にまとめて発注を行うなど返礼品事業者の負担を減らすよう工夫すること。
- ④返礼品提供事業者と緊密に連携し、返礼品の配送が円滑に行われるよう、在庫管理を行うこと。また、各ポータルサイトにおける在庫確認を適宜行い、寄附機会の損失を防ぐため、各ポータルサイト間での適切な在庫配分を行うこと。
- ⑤返礼品の発送情報について、返礼品提供事業者及び配送業者と連携を密にし、随時情報を把握すること。

- ⑥返礼品の調達費用・配送費用は、返礼品提供事業者の寄附実績に基づき、受託者返礼品提供事業者及び配送事業者へ支払うこと。なお、本市への請求にあたっては、毎月の実績を集計の上、返礼品提供事業者名、発送数量等の内訳が分かる明細書を添付すること。
- ⑦返礼品の配送状況の管理を行うとともに、配送遅延又は返礼品の破損等、配送に係るトラブルが生じた場合、寄附者等への対応を行うとともに、本市へも報告すること。
- ⑧返礼品提供事業者への支払いは原則締切後30日で行うこと。なお、最長60日を期限とする。
- ⑨現行システムから新システムに移行する際、返礼品提供事業者に対して説明会又は個別訪問を実施するなど、返礼品提供事業者にとって円滑な移行となるよう対応を行うこと。ただし、説明会を開催する場合、開催場所は本市内施設とする。
- ⑩返礼品の品質管理と品質向上に向けた、戸別訪問等による返礼品提供事業者指導監督、及び支援を行うこと。
- ⑪返礼品の発注及び配送状況を管理システムに適切に記録し、問い合わせに対応できるようにすること。
- ⑫その他、寄附者や返礼品等取扱事業者及び市との各種調整を行うこと。

(3) ポータルサイトの管理運營業務（今後追加するポータルサイトを含む）

- ①本市が利用するポータルサイトへの自治体紹介ページの作成、掲載情報の更新、修正、充実等の管理運営を適切に行うこと。（クラウドファンディングを含む。）
- ②寄附の受付及び配送に関する通知を行うこと。
- ③ポータルサイトのレイアウトは寄附者目線で見やすいつくりとし、本市の希少性や独自性を生かしたものとすること。また、SEO対策や回遊性が高くなるよう随時更新をかけていくこと。
- ④返礼品の魅力が寄附者に伝えられるよう、デザイン性の高い画像を選定するものとし、必要に応じて返礼品協力事業者と打ち合わせ等を実施したうえで、写真の撮影及び加工を行い、各種ポータルサイトに適した画像を掲出することで、掲載情報を充実させること。
- ⑤大規模災害等が発生した場合において、災害支援の寄附金を円滑に受け入れることができるよう、迅速かつ臨機応変に対応すること。
- ⑥特定の返礼品について、ポータルサイトを限定して掲載できるようにすること。

- ⑦ポータルサイトの利用が困難な方で本市への寄附を希望する場合において、受託者が作成する返礼品パンフレット又は各ポータルサイト出力のカタログを送付するとともに、郵便振替（払込取扱票）等の案内を送付すること。
- ⑧本市にとって有益となるポータルサイトの導入について、提案や協議を随時行うこと。
- ⑨ポータルサイトや返礼品情報の内容充実に関する費用は委託料に含むものとする。

(4) 寄附に関する問い合わせに関する業務について

- ①本事業に関する問い合わせ先としてコールセンターを設置することとし、寄附者及び返礼品協力事業者からの対峙に適切に対応できる体制を確保すること。
- ②コールセンターは原則として、土曜日・日曜日・国民の祝日（年末年始等を含む）を除き、毎日午前8時30分から午後5時15分まで対応すること。
- ③電話、電子メール、FAXにより対応するものとし、内容等を随時記録すること。また本市でも随時内容を確認できるようにすること。重大な苦情・事故が発生した場合は、本市に速やかに報告し協議のうえ対応すること。
- ④返礼品出荷前において、申込み内容の不備が発覚した場合は、寄附者に連絡し対応すること。また、随時データ修正・返礼品の出荷変更等の対応も行うこと。
- ⑤寄附申込や返礼品、証明書等に関する寄附者からの問合せ返礼品登録関係等に係る返礼品協力事業者からの問合せに対して適切に対応すること。

(5) 寄附金受領証明書等発行及びふるさと納税ワンストップ特例申請受付に関する業務について

- ①寄附金の収納を確認できたものについて、本市指定の様式にて寄附金受領証明書等を作成し、封筒に封入・封滅し速やかに寄附者に対して発送すること（寄附者意向で不要な場合を除く）。また、寄附金受領証明書については電子公印を使用すること。
- ②発送する書類は原則として以下のとおりとするが、送付物の内容については、本市と協議の上決定する。
  - ・お礼状
  - ・寄附金受領証明書
  - ・ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）

・ワンストップ特例申請書記入例

・返信用封筒

- ③お礼状、寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書の送付及び再発行が可能であること。
- ④ワンストップ特例申請の受付状況をシステムで適切に管理し、利用を希望する寄附者に対して、ワンストップ特例制度申請書を作成し、寄附者情報を入力の上、申請書と返信用封筒を発送すること。
- ⑤発送後、住所不明等での戻り分については、電話等による住所確認作業を行い、速やかに再発送すること。
- ⑥寄附者から書類の再発行や送付先の変更等の申し出があった場合、可能な範囲で希望通りに対応すること。
- ⑦ワンストップ特例制度申請書を希望者へ送付する際、オンライン申請に誘導できるような施策を施すこと。
- ⑧受領証明書等の発送に必要な郵便料、送付用封筒及びワンストップ特例申請書の返信用封筒は、受託者の負担において準備すること。
- ⑨電子チケットを発送する場合は、メールアドレスでの送付又は二次元バーコード又はURLを記載した書面を寄附金受領証明書等の発送の際に同封など工夫して対応すること。

(6) 寄附金税額控除に係る特例申請（ワンストップ特例申請）に関する業務について

- ①マイナンバーカードを利用した電子申請データをもとにeLTAxデータ作成を行うこと。
- ②紙による申請の場合は、ワンストップ特例申請の受付、審査、マイナンバーのシステム入力、eLTAxデータ作成を行うこと。
- ③審査業務における申請書と本人確認添付書類の確認を目視で2回以上、マイナンバー入力業務における申請書とシステム入力後の確認を目視で2回以上行うこと。
- ④紙による申請の場合、送り先を業務履行場所にする。
- ⑤業務履行場所へ送付する場合の費用（封筒・郵送費）は受託者負担とする。
- ⑥ポータルサイトさとふるより寄附された場合のワンストップ特例申請書も②から⑤と同様に処理すること。
- ⑦eLTAxに投入するデータはすべてのポータルサイトの情報が名寄せされていること。

(7) 寄附者への送付物の発送に関する業務について

- ①本市が独自で発行する案内資料等を同封する場合は、寄附金受領証明書と礼状の送付時に同梱する等の方法で発送すること。
- ②寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付及び受付に関する業務を行うこと。
- ③発送にかかる郵送料は受託者が負担すること。
- ④発送は原則5営業以内にすべて完了すること。

(8) 返礼品提供事業者の開拓、返礼品の開発・拡充等寄附額の向上に関する業務について

- ①総務省の告示内容を遵守した返礼品開発を行うこと。
- ②受託者が有する知識やノウハウを生かし、本市のブランディングやイメージづくりに加え、本市の返礼品に有効なプロモーション戦略を積極的に講じること。
- ③市内の特産品だけでなく、市内企業の製品やサービス提供型の返礼品開発など多様な新規返礼品の提案を行うこと。
- ④返礼品協力事業者の地域参加意欲向上を目的とし、積極的な戸別訪問等を行い、恒常的な寄附額向上に努めること。
- ⑤返礼品の採用について、市と協議のうえ決定すること。
- ⑥受託者は返礼品協力事業者と返礼品提供に関する契約を締結すること。
- ⑦返礼品の認知度や魅力向上のため、ポータルサイト等に効果的な広告を行い、寄附額向上に努めること。

(9) 各種報告業務

- ①受託者は各月ごとに、次に掲げる業務実績（業務完了報告書）を書面にて報告すること。
  - ・ 寄附件数及び寄附金受付実績
  - ・ 寄附動向に関する分析
- ②年度末に当該年度の総括の報告書を作成し、提出すること。
- ③寄附金納付状況等の情報や委託業務の履行状況等について、本市が必要と認めるときは、報告を求めることができる。

(10) その他本業務に関連する業務について本仕様書に定めのない業務についても、本業務の履行に必要な業務について対応を行うこと。

## 9. 委託料の請求

委託料の請求については下記のとおりとし、いずれも書面にて本市に請求することとする。各月ごとに業務完了報告書の提出及び検査終了後、請求に基づき支払うものとする。

### (1) 委託事務費用

寄附に係る事務費用（寄附1件に一定の割合を乗じた額）は、下記の請求基準を満たしたものについて、当該月の翌月に本市に請求できるものとする。

#### 【請求基準】

##### ①寄附者が返礼品を希望した寄附申込みの場合

寄附を通して当月に選択された返礼品の代金とその配送料

##### ②寄附者がお礼品を希望しない寄附申込みの場合

寄附の入金が確認できたとき。ただし、クレジット決済等の与信日と入金日が異なる決済手段については与信審査を通過したとき。

### (2) ワンストップ特例申請に関する経費

ワンストップ特例申請に関する経費として支払った内容の詳細が分かるものを添付し、当該月の翌月に本市に請求できるものとする。

### (3) 返礼品調達・配送費用

返礼品の調達に関する費用及び配送費用は、当該月の翌月に本市に請求できるものとする。

### (4) ポータルサイト等に要した広告経費

広告経費として支払った内容の詳細が分かるものを添付し、当該月の翌月に本市に請求できるものとする。

## 10. 個人情報保護対策、個人情報保護体制の確立

守秘義務の遵守と適切な管理体制を構築すること。なお、このことに関しては、御所市情報セキュリティポリシー及び個人情報保護に関する法律をあわせて遵守すること。

### 11. 安全管理措置の確立

マイナンバーを取り扱うため安全管理措置として以下の基準を満たすこと。

- (1) マイナンバーを取り扱う部屋については、ICカード認証等による入退館システムで管理すること。
- (2) マイナンバーを取り扱う部屋については、監視カメラを設置し、その記録は30日間保存可能なこと。

## 12. 業務の引継ぎ

- (1) 業務開始日は、令和8年7月1日とする。
- (2) 業務開始までの準備期間中に下記の業務を行うものとする。
- (3) 受託者は準備期間中に下記の業務を行うものとする。
  - ① 当市が指定する事業者から、業務継続に必要な情報の引継ぎを受けること。
  - ② 受託者の変更に伴う混乱が生じないように、全返礼品協力事業者を対象に、業務の履行に際して必要となる事項に関する説明会又は個別訪問を実施するなど必要に応じ対応し、円滑な業務が開始できるようサポートすること。
  - ③ 契約満了に伴い、寄附受付に係る本事業を受託する事業者が新たに決定した場合は、次の事業者が遅滞なく業務を開始できるよう十分な引継ぎを行い誠実に対応すること。なお、引継ぎに際し要する経費は受託者の負担とする。

## 13. その他

- (1) 本仕様書に記載のない細部事項は、本市と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は本業務に関する資料を書面又は磁氣的記録により一定期間保存すること。
- (3) その他委託内容に疑義が生じたときは、本市と受託者が相談を行い決定する。



御所市公告第 4 号

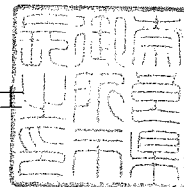
## 入札公告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う公園改修工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和8年2月2日

御所市長 山田 秀士



### 第1 競争入札に付する事項等

- |    |            |   |
|----|------------|---|
| 1  | 工 事 名      | 戸毛児童遊園①改修 工事  |
| 2  | 工 事 番 号    | 都整 第7号  |
| 3  | 工 事 場 所    | 御所市 戸毛 地内   |
| 4  | 工 事 概 要    | 仕様書に記載のとおり  |
| 5  | 工 事 期 間    | 契約締結翌日から～令和8年3月31日  |
| 6  | 予 定 価 格    | 金 42,158,600 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）   |
| 7  | 入札書基準比較価格  | 金 38,326,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）  |
| 8  | 最低制限基準価格   | 金 38,072,100 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）   |
| 9  | 最低制限基準比較価格 | 金 34,611,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）  |
| 10 | 入札保証金      | 免除  |
| 11 | 契約保証金      | 御所市契約規則第22条から第24条によります。   |
| 12 | 入札方法       | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）   |
| 13 | 入札回数       | 1回  |
| 14 | 落札者の決定方法   | 入札書基準比較価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前 払 金      | 請求可   |
| 16 | 議会の議決      | 不要  |

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 御所市において、令和7年度有効となる一般競争参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「その他 公園遊具設備」の者である者の内、奈良県内に本店として登録を有している者。
- 令和2年4月1日以降に地方公共団体が発注した、1契約3,000万円以上（税込み）で遊具の設置（納入）が含まれた元請による履行実績を有する者。
- 次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連が有るものでないこと。  
名 称 (株)アーバンパイオニア設計 奈良事務所  
所在地 奈良県奈良市大宮町7丁目2番23号
- 入札公告日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できる者。
- その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

### 第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・申請書類交付（御所市ホームページからダウンロードによる）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月24日	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月10日 <b>持参に限る。</b>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和8年2月10日 午前11時まで <b>電子メールに限る。</b>	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
設計図書等に関する質問に対する回答	令和8年2月13日 <b>電子メールによる。</b>	
入札（郵便による） ※入札書及び工事費の内訳書の提出 ※所在地、名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、 <b>レベル1からレベル2までの記載を</b> してください。	令和8年2月13日 ～ 令和8年2月19日 <b>書留郵便に限る。</b> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和8年2月20日 14時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和8年2月24日 <b>持参に限る。</b>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

### 第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

### 第5 その他

#### 1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話（ダイヤルイン）0745-44-3013

#### 2 その他

詳細は、入札説明書によります。



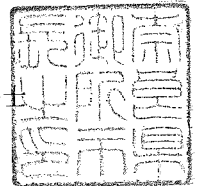
御所市公告第5号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市産業振興センター清掃業務委託
- 2 入札番号 委託第2号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日
- 5 入札執行回数 2回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和7年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第1の1資格要件に示すとおり。

### 第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月24日	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札参加表明書（様式H1）の提出期間	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日  <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a> （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和8年2月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札（郵便による）	令和8年2月9日 ～ 令和8年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和8年2月20日 午前11時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和8年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和8年2月24日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 第1の6に定める「2回目の入札」を執行する場合は、1回目の入札参加者全員に連絡します。

第5 その他

- 1 契約条項を示す場所の名称及び所在等  
〒639-2298  
奈良県御所市1番地の3  
御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館2階）  
電話（代表）0745-62-3001
- 2 契約を担当する部課等の名称及び所在等  
〒639-2301  
奈良県御所市元町1-1  
御所市産業振興センター  
電話（代表）0745-62-3001
- 3 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。
- 4 入札の無効  
第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。
- 5 入札中止条件  
この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。
- 6 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。
- 7 その他詳細は、入札説明書によります。
- 8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



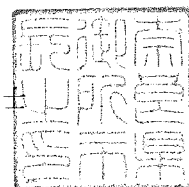
御所市公告第6号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 広報紙等配送業務委託
- 2 入札番号 委託第3号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 5 入札執行回数 2回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和7年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑦-02 物品輸送」である者。
- 2 入札説明書第1の1資格要件に示すとおり。

### 第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月20日	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和8年2月9日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a> （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和8年2月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札（郵便による）	令和8年2月9日 ～ 令和8年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和8年2月20日 午前11時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（庁舎別館）
辞退届	令和8年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

#### 第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 企画政策課 広報広聴係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



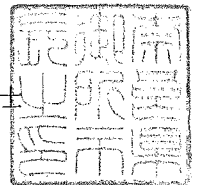
御所市公告第7号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 市庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 入札番号 委託第5号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日
- 5 入札執行回数 2回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし  
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で  
決定します。また、1回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合  
は、「2回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和7年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、  
登録業種が「①-04 電気保守」である者。
- 2 入札説明書第1の1資格要件に示すとおり。

### 第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月24日	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札参加表明書（様式H1）の提出期間	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>電子メールに限る。</u> <u>（WORD形式に限る）</u>	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a> （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和8年2月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札（郵便による）	令和8年2月9日 ～ 令和8年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和8年2月20日 午後1時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和8年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和8年2月24日 午後5時00分 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 第1の6に定める「2回目の入札」を執行する場合は、1回目の入札参加者全員に連絡します。

第5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館2階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 企画政策部 管財課 管財係（庁舎新館2階）

電話（代表）0745-62-3001

3 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



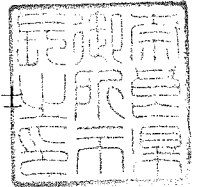
御所市公告第8号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市営墓地管理業務委託
- 2 入札番号 委託第6号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 5 入札執行回数 2回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者としてします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和7年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑤-99 施設運営維持管理（その他）」である者。
- 2 入札説明書第1の1資格要件に示すとおり。

### 第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月20日	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和8年2月9日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月9日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a> （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和8年2月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス <a href="http://www.city.gose.nara.jp/">http://www.city.gose.nara.jp/</a>
入札（郵便による）	令和8年2月9日 ～ 令和8年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和8年2月20日 午後1時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（庁舎別館）
辞退届	令和8年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

#### 第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市栗阪 293 番地

御所市役所 環境衛生部 環境政策課（御所市クリーンセンター）

電話（代表）0745-66-1087

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



監査委員公表第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年度定期監査を実施したので、

その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月2日

御所市監査委員 和田 正

御所市監査委員 南

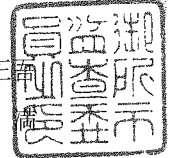




監査報告第 1 号  
令和 8 年 2 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾  
御所市監査委員 南 満



## 令和 7 年度 定期監査結果報告書（第 3 次）

### 1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
税 務 課	令和7年11月17日～11月21日	令和8年1月26日
収 税 課	令和7年11月25日～11月28日	令和8年1月26日
秘 書 課	令和7年12月1日～2日	令和8年1月26日
行 革 財 政 課	令和 7 年12月3日～5日	令和8年1月27日
人 事 課	令和7年12月8日～11日	令和8年1月27日
デ ジ タ ル 推 進 課	令和 7 年12月15日～12月18日	令和8年1月27日
総 務 課	令和7年12月19日～12月23日	令和8年1月26日
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	令和7年12月24日	令和8年1月26日

### 2. 監査の対象事項

令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

### 4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 南 満

## 5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

## 定期監査 是正改善事項

### 【税務課】

予算の執行について、収入関係書類は一部を除き概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については良好に事務処理されていた。

#### (1) 決裁について

- ① 決裁区分が「副市長」にチェックがあるにもかかわらず、副市長決裁が未了である事例が見受けられた。減免の起案文書は 副市長決裁が必要と思われる。
  - ・ 固定資産・都市計画税減免申請書

### 【収税課】

予算の執行について、収入関係書類は一部を除き概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については概ね良好に事務処理されていた。

#### (1) 決裁について

- ① 決裁区分が副市長までとなっている起案文書において、課長決裁までで部長及び副市長決裁が未了である事例が見受けられた。  
決裁区分に従い、決裁を受けられたい。
  - ・ 執行停止綴 (令和6年6月5日 起案文書)

#### (2) 郵便料について

- ① 郵便受払簿において、現金分の領収書(レシート)が添付されていない事例が見受けられた。
  - ・ 郵便受払簿 現金分

### 【秘書課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

#### (1) 書類関係について

- ① 会計年度任用職員の通勤手当において、出勤回数分を費用弁償で支出しているが、通勤届の届出書が綴られていない事例が見受けられた。
  - ・ 会計年度任用職員関係

### 【行革財政課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

#### (1) 決裁について

- ② 予算流用の承認において御所市事務決裁規程第5条第2項で「予算の目の流用」は総務部長の専決となっているが、日間の予算流用申請書の承認に部長決裁のない事例が見受けられた。

- ・ 予算流用・予備費充用伺 1

令和6年4月8日起票 計1件

### 【人事課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

#### (1) 委託及び契約事務について

- ① 研修を委託している契約書において、物品供給契約書で契約している事例が見受けられた。

業務委託契約書で契約するのが望ましいと思われる。

- ・ 支出負担行為関係書

#### (2) 決裁について

- ① 起案文書において、市長までの決裁にもかかわらず部長・副市長・市長の決裁が未了である事例が見受けられた。

- ・ 育児休業申請書 令和6年9月27日起案文書



御所市教育委員会告示第2号

御所市教育委員会（令和8年2月定例会）を下記により招集いたします。

令和8年2月4日

御所市教育委員会教育長 春田 晋



1. 招集する日時 令和8年2月19日（木）  
14:00～
2. 招集する場所 市役所3階 第4会議室
3. 付議する案件 (1) 教育情報セキュリティポリシーの改定  
(2) その他

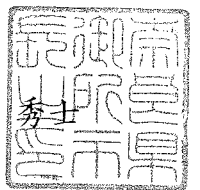


御所市告示第13号

御所市総合教育会議を下記のとおり招集いたします。

令和8年2月4日

御所市長 山田



1. 招集する日時 令和8年2月19日(木)午後3時00分～
2. 招集する場所 御所市役所 本館3階 会議室4
3. 案 件
  - (1) 御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画(案)について
  - (2) 御所市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
  - (3) その他



御所市告示 第15号

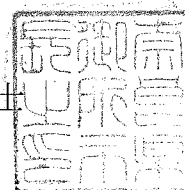
御所市道の区域変更及び供用の開始等に関する公示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき市道路線の道路区域を変更し、同条第2項の規定に基づき令和8年3月1日より供用を開始する。

その関係図書は、令和8年2月10日から14日間、御所市役所産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

御所市長 山田 秀 士



記

道路の種類 市道  
別紙

整理 番号	路線 番号	路 線 名	区 間 ( 起 点 )	供用開始の期日
			区 間 ( 終 点 )	
1	0103	元 町 蛇 穴 線	御所市大字南十三36番1先 御所市大字茅原203番1先	令和8年3月1日

整理 番号	路線 番号	路 線 名	変更の区間(起点)	変更前	敷地の幅員(m)	延長(m)
			変更の区間(終点)	変更後		
1	0103	元 町 蛇 穴 線	御所市大字南十三36番1先	前	6.5 ~ 9.4	234.9
			御所市大字茅原203番1先	後	14.3 ~ 33.9	234.9

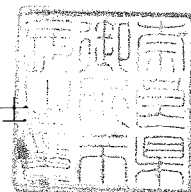


御所市規則第3号

御所市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

御所市長 山田 秀士



御所市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

御所市学校給食費徴収規則（令和2年御所市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3,900円」を「5,800円」に、「4,400円」を「5,800円」に、「4,300円」を「6,200円」に、「4,800円」を「6,200円」に改める。

附則第4項中「及び令和7年度」を「、令和7年度及び令和8年度」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

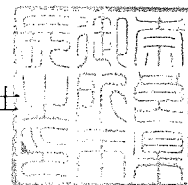


## 御所市規則第4号

御所市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

御所市長 山田 秀士



### 御所市契約規則の一部を改正する規則

御所市契約規則（昭和39年御所市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の御所市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日以前に締結した契約については、なお従前の例による。



御所市告示第19号

御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月16日

御所市長 山田 秀士



御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱の一部を改正する告示

御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱（平成23年御所市告示第101号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第14号中「30万円」を「100万円」に改め、同項第15号中「50万円」を「100万円」に改める。

第6条第2項第5号中「5万円」を「10万円」に改める。

第9条第1項中「5万円」を「10万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日以前に締結した契約については、なお従前の例による。



御所市告示第20号

御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月16日

御所市長 山田 秀士



御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成26年御所市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「奈良県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要綱（平成25年4月1日付け障福第122号奈良県健康福祉部障害福祉課長通知）の別表（以下「別表」という。）」に改める。

第5条中「基準価格」を「価格」に改める。

別表を削る。

様式第2号の1を次のように改める。

## 難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書 (ABR・ASSR 検査用)

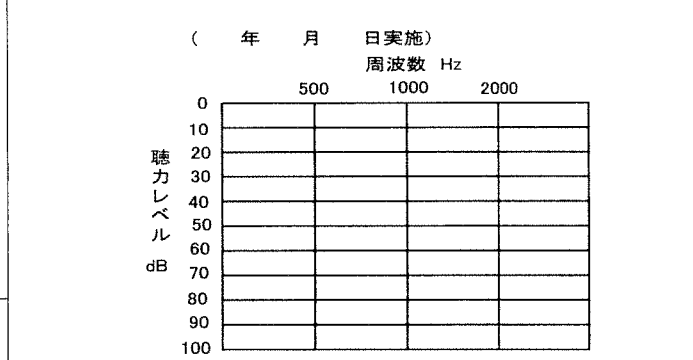
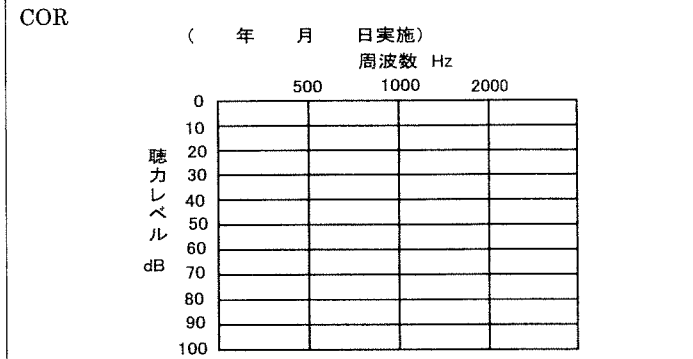
氏名		男・女	年 月 日生 ( 歳)
----	--	-----	-------------

住所

障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感音難聴 ・ 伝音難聴</li> <li>・ 混合性難聴</li> </ul>	ABR・ASSR 閾値 ( 年 月 日実施) 右      dB、左      dB ( 年 月 日実施) 右      dB、左      dB ( 年 月 日実施) 右      dB、左      dB
-------	--	---

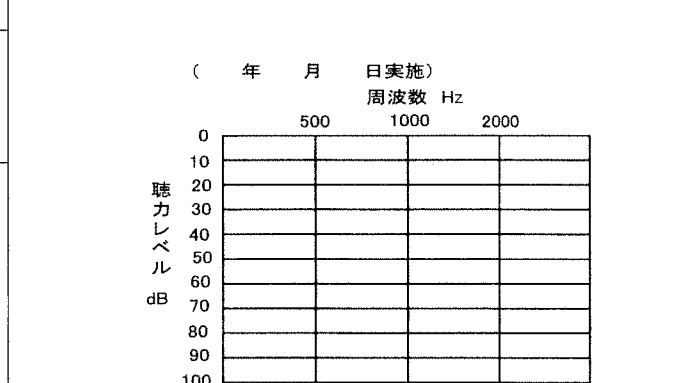
補聴器の種類 (処方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耳かけ型                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度難聴用 (右・左)</li> <li>・ 高度難聴用 (右・左)</li> <li>・ 軽度・中等度難聴用 (右・左)</li> <li>イヤモールド (要・否) (右・左)</li> </ul> </li> <li>○ 耳あな型                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レディメイド (右・左)</li> <li>イヤモールド (要・否) (右・左)</li> <li>・ オーダーメイド (右・左)</li> </ul> </li> <li>○ 骨導式                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポケット型 (要・否)</li> <li>・ 眼鏡型 (右・左)</li> <li>平面レンズ (要・否) (右・左)</li> </ul> </li> <li>○ 軟骨伝導式 (右・左)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イヤモールド (要・否) (右・左)</li> </ul> </li> </ul> <p>※軟骨伝導型は、上記にもある他の補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、かつ本人に間違いなく適合する場合に限り対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受信機 (要・否)</li> <li>・ ワイヤレスマイク (要・否) (右・左)</li> <li>・ オーディオシューズ (要・否) (右・左)</li> </ul> </li> </ul>
-------------	--

OAE (TEOAE・OPOAE) 反応  
有 ・ 無      ※直近の検査結果を添付して下さい。




現在までの補聴器装用の有無	右 ( 有 ・ 無 ) 左 ( 有 ・ 無 )
---------------	----------------------------

補聴器使用による効果見込み



現在までの障害の状況 (治療の内容、期間、経過)・意見をご記入下さい。	※受信機・ワイヤレスマイク・オーディオシューズを処方した場合にはその医学的理由についてご記入ください。
-------------------------------------	---

耳鼻疾患の有無及び障害の状況	
----------------	---

※ABR・ASSR 閾値は、周波数 500・1,000・2,000Hz の音に対する値を、各々 a・b・c とし、 $(a+2b+c)/4$  により算出してください。  
 ※検査結果は検査方法に○を、直近3回の検査結果を時系列で検査年月日及び結果を記入してください。

- 1 意見書の記載は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は知事が指定した医療機関の医師に限る。
- 2 難聴児の補聴器の交付は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育・生活上等真に必要なと認められた場合は2台交付することができる。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給等を優先して受けるよう取り扱うこととする。

上記のとおり意見する。

年 月 日
所在地

指定医療機関名

医師氏名

印

様式第2号の2を次のように改める。



附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



御所市告示第21号

令和8年御所市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月19日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 日 時 令和8年2月26日(木) 午前10時00分～
- 2 場 所 御所市議会議場

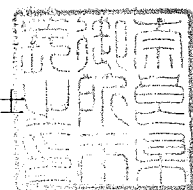


御所市告示第23号

御所駅前活性化検討委員会設置要綱及び御所市みんなの夢事業審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月20日

御所市長 山田 秀士



御所駅前活性化検討委員会設置要綱及び御所市みんなの夢事業審査会要綱の一部を改正する告示

(御所駅前活性化検討委員会設置要綱の一部改正)

第1条 御所駅前活性化検討委員会設置要綱(平成20年御所市告示第80号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(御所市みんなの夢事業審査会要綱の一部改正)

第2条 御所市みんなの夢事業審査会要綱(平成26年御所市告示第61号)の一部を次のように改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



御市農委告示第2号

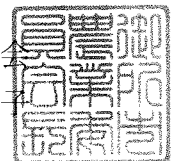
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 1 招集日時 | 令和8年3月12日(木)<br>午後1時30分   |
| 2 招集場所 | 御所市役所新館3階 会議室B            |
| 3 案 件  | (1) 農地法各条申請の審議<br>(2) その他 |

令和8年2月25日

御所市農業委員会  
会長 壺井 和





御所市告示第24号

御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月25日

御所市長 山田 秀



御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示  
御所市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成21年御所市告示第56号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100万円」を「115万円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

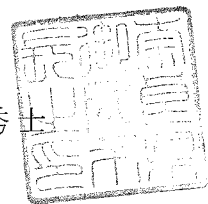


御所市公告第9号

当市が国土調査法（昭和26年法律第180号）による地図及び簿冊の閲覧を実施するので、同法第17条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



記

1. 調査を実施する者の名称  
御所市

2. 調査地域  
御所市西北窪地域の一部  
御所市北窪地域の一部

3. 閲覧期間  
令和8年2月28日 ～ 令和8年3月19日

以上



御所市公告第 10 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第 17 条に基づき、別紙のとおり公表いたします。

令和 8 年 2 月 2 7 日

御所市長 山田 秀士













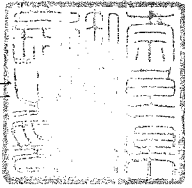


御所市訓令甲第1号

御所市職員等の旅費に関する条例の運用方針を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



御所市職員等の旅費に関する条例の運用方針を廃止する訓令  
御所市職員等の旅費に関する条例の運用方針（昭和63年御所市訓令甲第1号）は、  
廃止する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

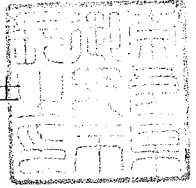


# 御所市条例第1号

御所市議会基本条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



## 御所市議会基本条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）
- 第3章 市民と議会との関係（第6条—第13条）
- 第4章 議会と行政との関係（第14条—第19条）
- 第5章 議会運営（第20条—第23条）
- 第6章 議会機能の強化（第24条—第28条）
- 第7章 政務活動費（第29条）
- 第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第30条・第31条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続（第32条・第33条）

#### 附則

日本国憲法及び地方自治法に基づき、市民の選挙によって構成される議会は、市長と対等の立場で二元代表制の一翼を担う独立した意思決定機関である。よって議会は、行政を追認するだけの組織ではなく、自ら政策を構想、提案し、審議及び監視を通じて市民福祉と公共の利益の実現を先導しなければならない。

御所市は、人口減少、少子高齢化、地域経済の変容、地域のつながりの希薄化など複合的課題に直面している。こうした時代にあって議会が果たす責務は、かつてないほど重い。議会は、市民の信託に応え続けるため、自らの使命を絶えず問い直し、その機能と姿勢を刷新し続けなければならない。

そこで御所市議会は、市民に開かれた議会運営を実現するため、議員の責務、市民、行政との関係、政策形成、評価の手法、情報公開と説明責任、自己改革の仕組み等を包括的に定めるため、この条例を制定する。

私たちは、市民との対話と協働を議会の原点とし、全ての議員が公共的使命と高い倫理性を自覚して行動することを宣言する。また、市民参加の推進、広報・広聴体制の強化、熟議と合意形成を重視する議会文化の醸成に不断に取り組む。

議会は、単なる討議の場ではない。市民と共にまちの未来を構想し、言葉と意思で社会を動かす公共の舞台である。御所市議会は、多様な価値観を尊重し、誰もが誇りと希望をもって暮らせるまちを創るため、開かれた議会として説明責任を尽くし、常に自己を省みることをここに誓う。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制における合議制の意思決定機関である御所市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議会の議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託と信頼に応え、市民全体の福祉の向上と公正で持続可能な市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと。
- (2) 市民視点を重視した意思決定、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市民に対する説明責任を果たすとともに、情報公開及び情報共有（以下「情報公開等」という。）に努めること。
- (4) 主体的に政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に独自に取り組むこと。
- (5) 議会活動を継続的に検証し、不断の議会改革に取り組むこと。

### （議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であることを認識し、自由で活発な討議を重んじて合意形成に努めること。
- (2) 日常的に情報収集を行い、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映すること。
- (3) 不断の調査研究及び研修を行い、議員としての見識及び能力を磨くこと。
- (4) 特定の団体又は地域の立場にとどまらず、市民全体の利益を重視すること。

### （会派）

第4条 議員は、同一の政策理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会派を結成することができる。

### （議長及び委員長の責務）

第5条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、委員会の品位を保持し、民主的かつ効率的な委員会運営を行わなければならない。

## 第3章 市民と議会との関係

### （情報公開等及び市民参加の促進）

第6条 議会は、市民に対する議会活動に関する情報公開等を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、情報公開等を通じて市民の自治意識の醸成及び市政への主体的参加を促進するものとする。

### （議決責任）

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議案等の議決又は意思決定若しくは政策決定を行ったときは、市民に対して説明する責務を有する。

(会議等の公開)

第8条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開する。

2 議会は、市民による議会活動の評価に資するよう、全ての議案に対する各議員の態度を公表するものとする。

(公聴会及び参考人制度)

第9条 議会は、会議等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるものとする。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策提案と位置付け、これに誠実に対応するとともに、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(意見交換会)

第11条 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を少なくとも各年度につき1回開催するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由により開催が困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 議会は、意見交換会において得られた意見等を記録し、及び分析し、議員による検討を経て、政策立案等に反映させるものとする。

3 議会は、市民の意見を踏まえ、意見交換会の実施の方法及び頻度並びに意見交換会への市民参加のあり方について、継続的な改善に努めるものとする。

4 意見交換会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、市政に関する重要な情報を、議会独自の視点から常に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用して、市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

(広報広聴委員会)

第13条 議会は、広報機能及び広聴機能の充実を図るため、全議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 議会と行政との関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案等を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第15条 議会は、市長等が提案する計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策情報を整理し、当該政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景

- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 関係する法令、条例、規則等との整合性
- (7) 政策等の実施に係る財源措置
- (8) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明)

第16条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(質問等)

第17条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の趣旨を明確にし、市政に関する論点を整理するよう努めるものとする。

2 質問等は、論点及び争点を明らかにするため、原則として一問一答方式により行うものとする。

3 市長等及びその職員は、議員に対して質問等の趣旨の明確化及び事実確認のため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

4 前項に規定する反問は、必要最小限の範囲において、簡潔に行わなければならない。

5 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等（以下「提案等」という。）に対し、当該提案等に関する審議の充実を図ることを目的として、反論することができる。

(議決事項)

第18条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、議会の意思形成を明確にするため、議会の議決すべき事項を条例により定めることができる。

(監視及び評価)

第19条 議会は、市長等の事務の執行について、その適正性、公平性及び効率性を監視し、及び評価し、必要があると認めるときは、改善に向けた措置を講ずるよう促すものとする。

## 第5章 議会運営

(自由討議の保障)

第20条 議長及び委員長は、議論が積極的に行われるように会議等を運営しなければならない。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

(議会の合意形成)

第21条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、会議等において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(委員会の運営)

第22条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、議会の閉会中であっても、その所管に係る事務調査等を積極的に行うとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

(議会活動の評価)

第23条 議会は、その活動の成果や運営状況について、自己評価とともに市民又は第三者の評価を導入するなど、多角的な評価体制を構築し、その結果を公表するものとする。

## 第6章 議会機能の強化

(議会の体制整備)

第24条 議会は、市長等の事務の執行に対する調査及び監視並びに議会における政策立案等に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえるなど、必要な技術を活用するものとする。

(災害時等の対応)

第25条 議会は、住民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、住民及び地域の状況を的確に把握するとともに、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会は、災害時等における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

(議員研修の充実)

第26条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第27条 議会は、議会の政策立案等の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るものとする。

(議会図書室)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

## 第7章 政務活動費

(政務活動費)

第29条 議員は、政策立案等を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、御所市議会政務活動費の交付に関する条例(平

成13年御所市条例第13号)を遵守しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公平性、透明性の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出しなければならない。

## 第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬

### (議員の政治倫理)

第30条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならない。

- 2 議員は、御所市政治倫理条例(平成12年御所市条例第14号)を規範とし、遵守しなければならない。

### (議員定数及び議員報酬等)

第31条 議員定数及び議員報酬等(以下「議員定数等」という。)の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数等の基準は、人口、財政力及び市の事業課題並びに類似団体の議員定数等と比較検討するとともに、本市固有の地理的条件、地域特性等を考慮し決定するものとする。ただし、議員報酬の額については、御所市特別職報酬等審議会条例(昭和41年条例第5号)に規定する御所市特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。
- 3 議員定数等を改正する条例に係る議案は、市民の直接請求による場合又は市長が提出する場合を除き、議員定数等の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

## 第9章 最高規範性及び見直し手続

### (最高規範性)

第32条 この条例は、議会において最も考慮されるべき規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

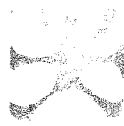
### (見直し手続)

第33条 議会は、社会経済情勢等の変化、市民の意見等を常に勘案し、議会活動に関する不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

- 2 この条例を改正する発議がされる場合には、当該発議をする議員は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、令和8年5月1日から施行する。



## 御所市条例第2号

御所市職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



### 御所市職員等の旅費に関する条例

御所市職員等の旅費に関する条例(昭和33年御所市条例第47号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する本市の職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所(任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所をいう。以下同じ。)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員(人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続き採用された者その他任命権者が特に必要と認める者に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。
    - (1) 職員が出張又は赴任中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）当該職員
    - (2) 職員が出張又は赴任中に死亡した場合 当該職員の遺族
  - 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
  - 4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
  - 5 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
  - 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
  - 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
  - 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）
- 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。
- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
  - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
  - 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
  - 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、別に定める出張命令簿（この条において「命令簿」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載又は記録

をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、命令簿に当該事項の記載又は記録をする暇がない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により、旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行を完了した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費とし、これらの内容については、第11条から第20条までに定めるところによる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第11条から第20条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(年度経過等による旅費の計算)

第8条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添え、これを当該旅費の支払をする者(以下「会計管理者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 会計管理者は、その支出又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が前項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は過払金を返納しない場合には、会計管理者がその後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が定める。

(職員以外の者の旅費)

第10条 第3条第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定める旅費とする。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号、第3号及び第5号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交通手段として認めたものに係る費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)を上限とした実費額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、宿泊費を支給する。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動及び宿泊に係る第11条から第14条までの規定による交通費(以下「交通費」という。)及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜につき1,600円
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜につき800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、1夜につき2,400円とする。ただし、支給される交通費(包括宿泊費及び扶養親族移転費のうちこ

れらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、1夜につき800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の扶養親族の移転に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(扶養親族移転費)

第20条 扶養親族移転費は、赴任に伴う扶養親族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、扶養親族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を職員の居住地(赴任後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合については、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員の死亡地から旧勤務場所までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例により市長が定める額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者に旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(御所市職員等の旅費に関する条例の適用に関する経過措置)
- 2 改正後の御所市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の御所市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。  
(御所市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)
- 5 御所市固定資産評価審査委員会条例（昭和33年御所市条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第13条中「昭和33年御所市条例第47号」を「令和8年御所市条例第2号」に改める。  
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年御所市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「昭和33年御所市条例第47号」を「令和8年御所市条例第2号」に改める。  
(御所市実費弁償条例の一部改正)
- 7 御所市実費弁償条例(昭和34年御所市条例第20号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「昭和33年御所市条例第47号」を「令和8年御所市条例第2号」に、「副市長」を「特別職の常勤の職員」に改め、同条ただし書を削る。  
(御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)
- 8 御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例（昭和34年御所市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「昭和33年御所市条例第47号」を「令和8年御所市条例第2号」に、「副市長」を「特別職の常勤の職員」に改める。

(御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年御所市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「昭和33年御所市条例第47号」を「令和8年御所市条例第2号」に改める。

(御所市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

10 御所市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和51年御所市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「御所市職員等の旅費に関する条例（昭和33年御所市条例第47号）別表第1、一般職員の1級から8級の職務にある者」を「御所市職員等の旅費に関する条例（令和8年御所市条例第2号）の定めるところにより、一般職の職員」に改める。

別表（第15条関係）

宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額(1夜につき)	
	特別職の常勤の職員	一般職の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円

山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円



## 御所市条例第3号

御所市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀 士



### 御所市行政手続条例の一部を改正する条例

御所市行政手続条例（平成10年御所市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を御所市公告式条例（昭和33年御所市条例第1号）に基づく掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を御所市公告式条例（昭和33年御所市条例第1号）に基づく掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「当該措置を始めた」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御所市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。



御所市条例第4号

御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

御所市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年御所市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び第2項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



御所市条例第5号

御所市立学校行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



御所市立学校行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
御所市立学校行政財産使用料条例（平成21年御所市条例第27号）の一部を次のよう  
に改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、御所市立学校に勤務する教職員（奈良県の教職員を含む。）の通勤のため、市の施設の敷地の一部を駐車場として使用させる場合は、無料とする。

第4条中「前条」の次に「第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の御所市立学校行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

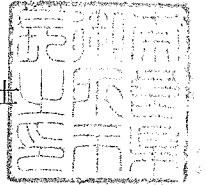


御所市条例第6号

御所市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



御所市介護保険条例の一部を改正する条例

御所市介護保険条例（平成12年御所市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における保険料の減免の特例）

第10条 令附則第24条及び附則第25条の規定を適用する場合において、令和7年度分の市民税が非課税の者（第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員をいう。）が、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度分も引き続き市民税が非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行う場合については、市長は、法第142条の規定に基づき、当該者の保険料を令和7年度の保険料段階まで減免することができる。

2 前項の場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、附則第10条第1項の規定による減免については、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



御所市条例第7号

御所市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀士



御所市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御所市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年御所市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の御所市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御所市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

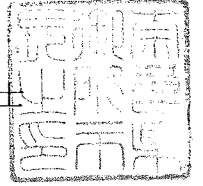


御所市規則第5号

御所市職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年2月27日

御所市長 山田 秀



御所市職員等の旅費に関する条例施行規則

御所市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和34年御所市規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、御所市職員等の旅費に関する条例(令和8年御所市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(旅行役務提供者に係る規則で定める者等)

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行命令等の変更を受けた場合における旅費)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

- (1) 条例第6条に規定する旅費の種目(着後滞在費及び扶養親族移転費については宿泊手当に相当する部分を除く。)について、条例の規定により計算した額と現

に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 前号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(条例第3条第7項の規則で定める事情)

第5条 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の条例第3条第2項第7号に規定する者の責めに帰することができない事情とする。

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第6条 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(請求書及び必要な資料等)

第8条 条例第9条第1項に規定する旅費の請求又は精算をしようとするときは、旅行命令書(別記様式)によるものとする。

(旅費精算等の期間)

第9条 条例第9条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して5日とする。

2 条例第9条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して3日とする。

(職員以外の者の旅費)

第10条 条例第10条の規定により職員以外の者に旅行を依頼又は要求した場合は、一般職の職員の例により旅費を支給する。

(鉄道賃に係る鉄道)

第11条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第12条 条例第12条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第13条 条例第13条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊に係る特別な事情)

第14条 条例第15条第1項に規定する規則で定める場合は、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 特別職の職員が出席する会議等において、主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 特別職の職員に随行又は同行する出張において、当該特別職の職員と同一の宿泊施設に宿泊する必要があるとき。

(転居費の算定方法等)

第15条 条例第18条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第16条 御所市内における在勤地の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費は支給しない。

(通勤手当との調整)

第17条 旅行者が御所市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年御所市条例第18号）第8条の2に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第18条 在勤地又は旅行地（以下この項において「在勤地等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤地等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から在勤地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤地以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(旅費の調整)

第19条 任命権者は、次の各号に掲げる場合については、条例第24条の規定に該当するものとし、当該各号に定める基準により、旅費の調整を行うものとする。

- (1) 市の経費以外から旅費が支給される場合には、所定の旅費は支給しない。ただし、その支給される旅費額が所定の旅費額よりも少ないときは、その差額を支給する。
- (2) 職員が市主催の会議等に出席するため、旅行する場合において、市の経費から宿泊費その他旅費に類する費用が支弁されるときは、これに相当する旅費は支給しない。
- (3) 旅行の目的たる用務が市の分担金、負担金等(旅費に類する性質のものに限る。)を要する場合には、その分担金、負担金等に相当する金額を所定の旅費額から減額する。
- (4) 日帰りによる出張で、連続又は断続的に1月以上にわたる場合には、定期券によることが経済的であるときはこれを交付し、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費は支給しない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

旅行命令書

決議	市長	副市長	部長	参事	課長	主幹	課長補佐	係長	主任	起票者	
----	----	-----	----	----	----	----	------	----	----	-----	--

起票日	年	月	日	所屬	
會計				予算区分	
科目	款				
	項目				
	事業				
	節				
	細節				
	細々節				

金額	円
----	---

用務	
----	--

用務先											
期間	自	年	月	日	至	年	月	日	泊日	交通手段等	
行程											円
											円
											円
											円
											円
											円
宿泊地											円
											円
											円

旅行者		
職氏名		
住所		

伝票番号

呼出番号

整理番号

(主管課保存)